

道州制・地方財政制度調査検討会

第5回道州制分科会概要（2007年12月18日 議事堂 601 特別委員会室）

北川分科会長：ただ今から第5回道州制分科会を開催いたします。委員の皆様には、ご多用のところお集まりをいただきありがとうございます。

本日は、道州制に関しまして、県の考え方を聞かせてもらうために、執行部に出席をお願いしました。それではまず、事項書1番目の、三重県の取組状況の報告と、意見交換についてでございます。当局には、事務局を通じて、三重県の道州制に対する考え方、三重県から市町への事務移譲の状況、県域を越えた広域行政の取組状況の3つにつきまして、情報提供を依頼しております。

特に今日はですね、随分と時間が空いてしまってますので、分科会、頭の中で脈絡が切れかけてるかもしれませんが、道州制の議論の中で、まずは県自体がどういう問題を抱えているのかとか、あるいは県自体がどういうふうにも今の制度を評価をされているのかとか、あるいはまた、道州制については、副知事も含めて担当部局で検討を進めていただいていると聞いてますので、その中身をいろいろと今日は聞かせていただきたいということで設定をさせていただきました。広域的な課題や、あるいはまた、二重行政の弊害なりですね、そんなところについても聞かせていただけるのかどうか分かりませんが、多岐にわたって県の考え方を、まずは今日は聞いてみたいということで、設定をさせていただいたということを冒頭ご理解いただきたいと思います。

それでは、当局から簡潔に説明をお願いいたします。

戸神政策部長：本日、資料1から3を提出させてもらっておりますけれども、1の「道州制の議論と三重県の考え方」につきまして、担当の方から説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

速水地方分権・広域連携室長：それでは、私の方からお手元に配付させていただいております「道州制の議論と三重県の考え方」につきまして、簡単にご説明させていただきます。まず、道州制につきましては、各方面でいろんな議論がされておまして、それを整理させていただきました。「(1) 政府による議論」と書いてございます。小泉総理のときに、「道州制のあり方」について諮問されまして、2006年2月「道州制のあり方に関する答申」がされております。ここに書いておりますように、広域自治体改革を国のかたちの見直しに結び付け、国の役割を本来果たすべきものに重点化し、内政に関しては地方が担うという分権型国家における役割分担を基本原則として、国、地方双方のあり方を再構築し、わが国の新しい政府像を確立するという見地に立つならば、「道州制の導入が適当と考えられる」といたしまして、これまで道州制につきましては、中央集権的色彩の強い道州制とか、連邦制の州に相当する道州制など、さまざまな道州制制度がございましたが、今回この地制調答申ではじめて、分権時代における道州制の姿が具体的に示されたと考えております。道州制の制度設計につきましては、47都道府県を

廃止して道州を設置するとか、区域につきましては3つの区域例が示されまして、9・11・13の道州に分ける区域例などが示されました。頁をおめくりください。

小泉内閣から安倍内閣に代わりまして、安倍内閣は総裁選の際に、道州制導入について3年で道筋をつけるということを表明しております。それを受けまして、総理就任後、道州制ビジョン懇談会を2007年1月に設置いたしました。こちらの方では、道州制の下における新しい国、地方の政府像などを検討し、19年度中にも道州制についての理念や大枠の論点整理としての中間報告をとりまとめる予定としております。また、2007年9月に福田内閣が発足いたしました。基本的には安倍内閣の考え方を継承しております。168回国会におきまして、「地方分権の総仕上げである道州制の実現に向け、検討を加速する」と表明しております。次の頁をご覧ください。

「(2)与党における議論」でございますが、自民党の方に2004年11月に道州制調査会が設置されております。こちらの調査会が、2007年6月にとりまとめを行っております。読ませていただきますと「激動する国際社会の中で国際戦略、危機管理などに強い中央政府と、自治体の再編による自立的政治・経済圏ともいべき品格と活力に満ちた一国並みの道州と基礎自治体から構成される、新しい国のかたちを創造すべきであり、「道州制の移行を断行する」と、道州制構想の骨格としてとりまとめ」しております。こちらの中間報告につきまして、杉浦会長は、「建築に例えるならば、基本設計のスケッチに当たる」といったふうに表現をされております。こちらの概要のところでは、「外交など「国家の存立」や資源エネルギー対策といった「国家戦略」にかかわる機能に国の役割を集中し、それ以外の政策は基本的に地方へ移譲すべき」、「基礎自治体について、一定の人口・財政規模を有するものに移行すべく、更なる市町村合併が必要」としてしております。続きまして2007年11月に、道州制導入を全党的に推進するため、自民党の中に道州制推進本部が設置されております。こちらの方では、第2次中間報告で残された課題、区割りのあり方、州都のあり方、東京のあり方などの基本的な制度設計を議論し、19年度末までに第3次中間報告をまとめるということになっております。

次の頁をおめくりいただきまして、「(3)経済界における議論」でございますが、日本経団連の方で「道州制の導入に向けた第1次提言」を2007年3月に発表しています。こちらの方では、新ビジョン「希望の国、日本」の中で、2015年を目途として道州制の導入を提案。道州制導入の目的や具体的な制度設計等について検討した結果として提言を発表するとしております。その後、2007年5月に、経団連の方に道州制推進委員会が設置されまして、一番下でございますが、2008年秋を目途に、中央省庁再編、道州間の財政調整、首都の位置づけ、道州への移行プロセス、法体系整備などの具体的な制度設計に関する第2次提言をとりまとめる予定となっております。

次の頁、5頁でございますが、「(4)全国知事会による議論」でございます。2005年4月に道州制特別委員会を設置しております。2007年1月に「道州制に関す

る基本的な考え方」をまとめております。ご承知のように知事会においては、積極的な方、慎重な方、様々な方がおみえになりまして、その中で知事会として道州制の検討に当たっての知事会の立場というのを明らかにしております。道州制は、国のかたちの根本に関わるものであり、国と地方双方の政府を再構築し、真の分権型社会を実現するものであって、国の都合による行財政改革や財政再建の手段では決してない。また、道州制議論にかかわらず、まず第二期地方分権改革を着実に推進しなければならないといたしまして、道州制の検討に当たっての基本原則といたしまして、道州制は地方分権を推進するためのものでなければならないとか、内政は基本的に地方が一貫して担うものでなければならないとか、こういった基本原則を表明しております。

次の頁、6頁でございますが、「(5) 第二期地方分権改革の動向」でございます。道州制と並んで、第二期地方分権改革についても検討されておりました。2006年12月に地方分権改革推進法が成立いたしました。これを受けまして、2007年4月1日に地方分権改革推進委員会が設置されまして、こちらの方で、国と地方の役割分担の明確化や、これを踏まえた権限移譲の推進とか、その上での地方交付税、補助金、税源配分の一体的検討を行っております。3年以内に「新分権一括法案」の国会提出を目指しております。委員会といたしましては、2007年5月に地方分権改革の推進に関する基本的考え方を、11月には中間的なとりまとめをまとめております。今後、課題をさらに掘り起こし、来春以降順次政府に対する勧告を提出し、これを受けて政府が、地方分権改革推進計画を策定し、個別法を改正するといったことになっております。以上、私の方からの説明を終わります。

戸神政策部長：今、速水の方から色々な場面で議論されている状況をご説明申し上げましたが、それらを踏まえまして、7頁「(6) 道州制議論・三重県の考え方」というところに整理してございますので、これにつきましてご説明いたします。

まず、三重県としましては、道州制の議論に関わらず、第2期分権改革を着実に推進することが不可欠であり、道州制は地方分権改革の中長期的課題として議論されるべきというふうに考えてございます。そういう考えの下で、3つの視点で整理してございまして、この四角で囲んだ3つについて、それぞれご説明申し上げます。

まず、一番目の四角ですが、「地方分権改革の課題に国・地方をあげて全力で取り組むこと」ということで、地方分権改革を進め、地方分権改革を進め、地方自らの責任により最もふさわしい公共サービスが展開できるようにすることは、道州制を議論するうえでの前提条件である。まずは、第二期分権改革において大きな成果を生むよう、国・地方をあげて全力で取り組むべきであるということでございます。

二番目といたしまして、「この国のかたち」を国民に示していくことが必要であること」でございますが、これにつきましては、問題認識といたしまして、ひとつは現時点では国をどのようにしていくのかという展望が明確に示されておりませんでして、なかなか国民の間でも共通の認識を持つことが出来ていない状況ではないかと。これまでの議論

をいろいろ見てみますと、ひとつは道州を現在の地方自治体と同様に位置付けるものもあれば、国の地方支分部局と都道府県の機能・役割を併せ持たせたようにするものといった議論もございますし、また連邦制などの議論もございます。このようなことから「かたち」の議論があるのではないかとというのが認識のひとつでございます。

もうひとつは、国・広域自治体・基礎自治体間の事務配分が明確でないということから、こういった事務配分を明確にして、事務配分に応じた税財源の再配分と財政調整制度の再構築が必要であろうと、そういうふうな二つの問題意識を持ちまして整理しております。

少し読ませていただきますと、道州制を含め、地方分権改革についての議論を進めていくうえで重要なことは、わが国が目指すべき社会像について共通の理解を持つことであり、その社会を築いていくために「この国のかたち」がどうあるべきかを考える必要がある。国と地方の役割を明確化することで、「この国のかたち」を国民に示し、議論を深化させていくべきである。特に、公共サービスの範囲やあり方を踏まえた制度面・財政面での国の果たすべき役割を明確化することが重要であるとしてございます。

三つめでございますが、「地域の視点・住民の視点からの十分な検討が必要であること」、これにつきましては、道州制の検討にあたっては、地域の視点、住民の視点からの十分な検討がなされ、住民が有する懸念についての方向性や考え方を示しながら、その理解を得ていくことが必要である。特に3点の議論が必要だということで、「基礎自治体のあるべき姿と小規模自治体の補完のあり方」ということを掲げてございます。これにつきましては、基礎自治体がどのような役割を担うかについて明確になっていない現状にございます。ですので、まずはその姿をはっきり描くことが重要だとの認識でございます。その上で、その役割を単独で果たすことができないような小規模自治体への対応も、検討する必要があるのではないかとということが一点目でございます。

二点目の、「地域間格差を拡大させない財政調整制度」の創設ということで、これは市町や、県民の皆さんの不安感をなくすという観点から、是非とも議論が必要だという認識でございます。

三点目の、「地域の多様性や良さを保ち続けられる仕組み」が必要であろうということで、例といたしましては、都市部と農山漁村地域が共生できるような仕組みがあるんでしょうし、もう一点は社会経済的条件、あるいは歴史的條件、文化的条件を念頭に置いて考えていくことが大事であろうと、そういった3点の必要性を求めているということでございます。以上が三重県としての考え方の概要でございます。

北川分科会長：これは3つまとめて、ひとつひとつ行くんですか。「 」、「 」、「 」については、コメントをいただく予定にはないんですかね。何かもし、コメントがあれば。

速水室長：それでは、資料2の「三重県から市町への事務移譲の状況」について、ご説明させていただきます。事務移譲につきましては、この「1」のところに書いてございますように、現行法制度では3つの制度で行われております。一つ目は、「指定都市・中核

市・特例市」の制度がございまして、政令で指定を受けて、法律で権限が移譲されるものでございます。そしてもうひとつは、個別法の権限移譲制度でございまして、代表的なものはここに書いてございますように、特定行政庁、建築確認の事務というのがございます、こういった、特定行政庁とか保健所政令市などによって、指定されることによりまして、権限が移譲されるものでございます。それからもうひとつ、地方自治法によりまして、県の知事の権限に属する事務の一部を、条例によって市町に移譲できる制度がございまして、今回、保健所政令市を受けたことによって事務が移譲されましたけれども、それに併せてそのほかにも保健所で県の事務をいろいろやっていますので、それを今度は事務の特例条例で今議会にも提案させていただきました事務を移譲しております。そういったことを行ってございまして、三重県の権限移譲の概要といたしましては、中核市はございまして、特例市については四日市市がございまして、個別法の権限移譲制度につきましては、建築確認の事務といたしまして、7市ございまして、津、四日市、鈴鹿、松阪、桑名、伊賀、「限定」と書いております、これは木造2階までということですが、伊賀と名張がそういった限定が付いています。保健所の事務につきましては、本県では1市で四日市でございまして、条例による事務処理特例の制度を使ってございまして、農地転用の許可に関する事務とか、身体障害者相談員等に関する事務とか、浄化槽法に関する事務とか、こういった市町と協議をいたしまして、私どもの県では同意をいただいたところについて、事務移譲を行っているというふうなことでございまして、

次の頁に、政令指定都市、中核市、特例市、一般市というふうにした表がございまして、一般市につきましては、ここに書いてございます保健所事務の設置とかが、他の町村に比べて、事務移譲がされると、それから特例市になれば、この下に書いてます、市街化区域の開発等の許可が、付加されてきます。中核市になれば、産廃とか、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可とかこういったものが、入ってきて、政令指定都市となればさらに、ここに書いてあるような事務が付加されていくということになっております。

次の頁に三重県の権限移譲推進方針の概要と書いてございまして、私ども三重県ではこういった方針に基づいて、事務移譲をしております。私どもの事務移譲の方法としましては、2つの3頁にございまして地域課題解決型パッケージというのがございまして、ひとつの地域課題を解決するような権限移譲をひとつのパッケージにしてですね、事務移譲をしていこうということで、産業保安パッケージとか、消費と取引支援パッケージとか、まあこういったパッケージということでですね、事務移譲を進めていこうとしております。

次の資料2の3には、各市町にどんな権限が降りているかということ、一覧表にしたものでございます。こちらを後でまたご覧いただければと思います。

それから、後資料2の4ですけれども、こちらの方は市町村への包括的な権限移譲の事例として、比較的先進的な事例として紹介されているものでございまして、埼玉県な

んかは埼の国中核都市というのを県でもって指定しまして、20万人以上だと思えますが、こちらのところについて積極的に権限を移譲するとか、神奈川県では、うちの県と同じようですけども、ひとつの権限移譲にまとめられる「子育て支援」とか、「土地利用に関する権限」とか包括的に移譲してます。広島県の方は、県と市町の役割分担を見直して、市町の規模に差を設けることなくということで協議いたしまして、一律に旅券法としては全市町に旅券の事務を移譲するとか、こういった一律に事務の移譲を行っております。

簡単で申し訳ないんですが、次の3、県域を越えた広域行政の取組といたしまして、私ども政策部の方で、広域連携組織、中部圏知事会とか近畿ブロック知事会、日本まんなか共和国とか色んなこういう連携に関して協議する組織を持っております。こちらの方で様々な連携事業について、合意の出来たものについて、入っている各府県において実施するというようになっておりまして、今主な連携事業として、子育て応援関西キャンペーンといたしまして、こちらの方は18年度近畿ブロック知事会におきまして、官民共同による少子化対策推進施策が合意されまして、これを受けまして、関西広域機構というのがございますので、こちらの方で子育て応援関西キャンペーンというのを実施しております。それから広域観光につきましては、こちらの方も17年度の中部圏知事会議におきまして、中部広域観光推進協議会の連携を図りまして、中部の特色ある観光資源を有する東海北陸信州の各地域が経済団体と広域的に連携し、海外ミッションを派遣するなど、広域的に観光を推進しております。グレーター名古屋イニシアチブというのがございまして、こちらの方は17年度に東海3県1市の知事市長会議におきまして、グレーター名古屋、名古屋を中心とする愛知・三重・岐阜の地域でございますが、こちらの方が国、中部経済産業局とかまあそういったところが連携いたしまして、国際的産業交流を促進する活動を行っており、具体的には、外国に対するミッションを送って、グレーター名古屋地域の良さとかをPRしたりしております。

それから、次の裏の頁ですけれども、伊勢湾再生の推進といたしまして、こちらの方も16年度の東海3県1市の知事市長会議におきまして、伊勢湾の保全・再生に向けて国や関係機関にも働きかけていくということで、伊勢湾再生推進会議を設置を含めた広域的な取組を検討することが合意をされまして、17年度に伊勢湾再生推進会議というのが設置をされております。こちらの方で18年度に、伊勢湾再生合同計画を策定いたしまして、伊勢湾再生に向けまして、国に県・名古屋市が連携して今取り組んでいます。ほかにもいろいろございますが、時間もございませんので終わります。

北川分科会長：はい、ありがとうございます。それでは、委員の皆さんから、先程ご説明をいただいた執行部からの情報提供に対する質問がございましたら、お願いをいたします。そして、執行部との意見交換は、この質疑応答の後、行わせていただきたいと思いますので、とりあえず先に、ご説明いただいた内容についての質問という形でお出しをいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

真弓委員：一番最後の「県域を越えた広域行政の取組状況」というので、様々な形で連携を組んでいるというのが良く分かります。これ見るとですね、三重県は、あるときは関西圏、あるときは東海圏というかたちですね、日本の真ん中にも位置するし、関西圏や東海圏にも両方に真ん中に位置するという形で、かなりこうフレキシブルに連携を取れるという、非常に大きな地域と連携を取れるやり方をしていると思うんです。ところが道州制という形で、固定されてしまうと、例えば中部圏というふうな形で今の何々県の何処何処となってしまうと、固定されてしまうと、こういうフレキシブルにあちこちと一緒にあって、紀伊半島なら紀伊半島で集まるとか、伊勢湾なら伊勢湾で集まるっていうやり方については、かえって道州の境目というか固定されると、かえってやりにくくなるかなと思うんですけれども、執行部としてはそこら辺はどうですか。

戸神政策部長：確かに今、三重県の特性といたしまして、中部圏と近畿圏をつなぐようなロケーションにございますので、そういったことも上手く機能しながら、経済的な発展もなされているということを確認しております、これは今国がやっております国土形成計画でもですね、地方広域計画はややもするとブロック中心の考え方になるんですが、我々としてはやはり連携していく機能も必要ではないかということで、そういった意見を申し上げているところでございまして、仰られたような機能をどうやって担保していくのかということが重要な視点だというふうに認識をしております。

真弓委員：ありがとうございます。

北川分科会長：よろしいですか。他にご質問はございませんですか。

水谷委員：国土形成計画の今年度中に取りまとめられる答申なんですが、その動きをどう捉えられておられるかというのがひとつ、まずお伺いしておきたいんですけど。

藤本政策企画分野総括室長：国土形成計画の広域地方計画につきましては、私ども三重県、中部ブロックに組み込まれておまして、そちらで現在、地方計画については議論している最中でございます。全体の国の方の国土形成計画につきましては、先般最終案が出されまして、来年の2月くらいには国としての最終の案が決定されるというふうに聞いております。それを受けまして、私ども広域地方計画について具体的なまとめ作業に一年以内にまとめるべく、入っていく予定となっております。

戸神政策部長：補足いたしますと、今、藤本の方から中部圏に基本的には入っていると申し上げましたけれども、実は周辺地域、関連地域ということで、近畿圏の方にも加入して意見を申し述べているという現状もございます。

水谷委員：で、その答申を受けて1年以内につくる訳ですね。1年以内につくるときの、県の考え方というのは、どちらかと言えば基礎自治体の方の意見を調整する方が多いのか、県としての考え方も言えるのか、ちょっと教えてもらえますかね。

藤本政策企画分野総括室長：先ず、基礎自治体の方につきましては、私どもヒヤリングの機会がございまして、意見をこれから聞いていきたいというふうに思っております。県としての立場については、中部圏、それから関西圏にも我々、計画の策定の中にも入っ

ておりますけれども、十分意見を述べてですね、採択していただくように常に、ワーキンググループ等の中でですね、働きかけを行っております。

水谷委員：先ほどの政策部長の話のね、第28次地制調の答申の枠組みと、国土形成計画の中部圏を中心とした枠組みとちょっと違いますよね。そこを説明して欲しいんですけどね。

戸神政策部長：これは国の説明でございますが、国土形成計画による広域地方計画とですね、所謂道州制とは必ずしもリンクした議論ではないというふうな説明を受けてございます。

水谷委員：で、中部圏で何県が入っていて、28次で何県が入っていてっていうところで、大きく違います。まあ簡単に言えば、長野が入っているかどうかだったと思うんですが。

藤本政策企画分野総括室長：広域地方計画の作成については、長野は中部の方に入っております。

水谷委員：わかりました。で、もう一点なんです。ひとつめの資料の3頁目なんですけども、すいません一寸、中川先生と貝増先生にお伺いしたいんですが、すいません、ちょっと教えて欲しいんですが、自民党で、道州制推進本部がこの11月に出来上がったという話ですよ。これが調査会から格上げになって、杉浦正健さんのお話をお伺いすることがあったんですけども、本部長が谷垣さんになったことで、杉浦さんが本部長代理か何かになられてですね、この格上げになるということの、その重みと言うかですね、自民党さんの力の入れ具合っていうのが一寸、僕は民主党やもんですから分らないんですが、ぜひ教えて欲しいんです。

貝増委員：この問題について、私来月の22日が東京なんです。これの勉強兼ねて。だから今、中間報告がどうなったと言われたって、まだ勉強会入ってないから、自分自身が。答えられないんですよ、今日現在では。

水谷委員：いいですか。連れてってもらって。

貝増委員：一寸、党に入党してもらって。(笑)

北川分科会長：また、次回の検討会で、その内容について聞かしていただきましょか。

水谷委員：いや、その内容はまああれなんです。推進本部に格上げになるということが、谷垣さん政調会長が本部長になるということは、どういう政治的意図があるのかということ、本気ですか。

中川正美委員：杉浦正健先生、官房の副長官やってみえましたよね。という立場だったと思うんですが。政調会長が本部長になるということは、これはよっぽどのことであると思いますからね、これ。名実ともにね。それしか分かりません。

北川分科会長：よっぽどのことですね。

水谷委員：はい。分かりました。

北川分科会長：ほかに執行部の皆さんに、質問ありましたら。

貝増委員：この資料封印したとしてね、総務省からの副知事に一寸伺いたいんですけどね、

国の中で、こういった議論、あるいは財界と一緒に勉強しながら走っている、ね、これは否めない。しかし、全国をこういった分けるときに、市までのね、政令都市をつくりなさい、頑張りなさい、合併の中で、中核市がなくなって特例市を増やしなさい。で、基礎自治体の力をつけるために、市町村合併で3万人集まれば市にしてあげますよと、ここまでは分かるんですけどね。県内においても、2万人前後の市が3つある。

これはやっぱり国の法律の中でね、相変わらず改正も訂正も、封印したまま、人口が減ったら市が町になるという法律の改正は一回も上がってこないんですよ。大きいとこばかり求めてる政策で、小さいとこ、町の力が弱まって、…。後ろで傍聴している議員の在籍は、4万人くらい人口があると、だからそういうことはやっぱり国の中で、総務省、一寸前の職場を思い出していただいて、こういう議論の中に、この際色んなものを修正しよってという議論は沸き起こってこないもんなんですかね。

北川分科会長：あの、御免なさい。もう質疑と言うよりは意見交換になってきましたんで、内容についての質疑はよろしいですか。もう意見交換に、よろしい。はい、じゃあここから、あの時間の設定がありますもんですから、14時15分までという設定になっておりますので、じゃあ、副知事の方でお答えいただけるんでしたら、お願いします。

望月副知事：どういう立場で私が、お答えするか、一寸お答えしにくい話ではあるんですけど。個人的な見解ということでもよろしいですか。個人的な見解を述べる場ではないと思うんですが、分科会長のお許しをいただければ、よろしいですか。

北川分科会長：はい、どうぞ。

望月副知事：前の仕事、私も直接そういったことに関わる仕事だったんですけども、恐らくですね、道州制の議論がより具体的になって、今の段階では道州制の議論はですね、色んなところで色んな議論がなされていますけれども、何をもって道州制かということもですね、もう私の考えと恐らく、個々人皆さん皆が違う考えだと思うんですね。今、そういう段階ではないかと思うんですけども、ですから前もっての話で判断は出来ないうんですけども、何らかの形で議論は収斂されていけばですね、市町村のあり方についても、当然考えなければいけない時代にはなってくるというふうに思います。ですから、合併の問題とか、今の市町村の仕事のあり方とかですね、権限の問題とか、財政の問題とかも含めて、かなり大幅なですね、きっと議論というのは起こってくるんじゃないかなと個人的には思います。そういう方向だろうなということは、色んなまとめものにはですね、中間的なものにせよ書いてあると思うんですけども、それがどういう方向に進むのかは、一寸良く分かりませんが、市町村の問題とセットで議論しなければ、道州制の問題というのは分かりにくい問題になるし、実が上がらない問題になると思いますので、いずれそういった議論は必ず起こってくるというふうに思います。今、貝増先生仰った、昔は数万人あったけど今は一万何千人になったんで、例えば夕張市なんかですね、じゃあどうかなというふうなそんなふうな問題については、確かに今でもそういった議論はありますし、前の仕事のときに色んな指摘をうけたこともあるんですけど

ども、よくそのときですね、当時説明しておったひとつの話としては、例えば市になると福祉事務所を持つことになります。ですから一番、住民に身近な福祉という仕事ですね、市はまあ要するに判子が大きくなるんですけども、それが人口が減ったからといって町に戻るとですね、基本的には福祉事務所は県の仕事になりますので、まあそういったことが本当に住民自治という点から良いのかといった話とかありまして、人口が減ったからといって、また元に戻すっていうのは、非常に住民の視点から見ますとね、かなりハードルが高いのかなと、いうふうな感じがします。まあそんなことを言ったことを、一寸覚えてますけれども。まあそういったことも含めて、きっと大きな議論が次には、いずれ仮に具体的になれば、起こってくるのかなと思います。

貝増委員：ということはね、今この道州制の提言書、国の考え方の中にもね、権限移譲とともに基礎自治体の市町村の合併もう一寸頑張ってくださいよと、そして力つけてくださいと、そして、県と県との合併まで行きましょうと、という組み立て方で説明を受けたし、そうして聞いているんですけども、じゃあその辺のね、三重県内部を見たときに、わが県の中でも、力がどンドン付いてくる市と、或いはホントに何時まで我慢できるのかという市或いは町が、格差という名前の下にね、どンドン顕著に表れてきていると、そうしたとき、中部圏や近畿圏だと言う前に、やっぱりどこと一緒にしろと、どこの道州の枠に入ろうと、県としてそれまでに、嫁入り前や婿を迎える前にですね、何に力をつけてもらわなければならないか。ということは単純に言えば、自立する市町を育成のために、この間の仕事というのは大きなそこにウェイトが来ると思うんですよ。だから、それがないと、合併すればするほど、あるいは道州制になればなるほど、県全体が過疎になってくると。だから我々はそこに、やっぱり意見を言わせてもらって、そしてまた、そういった道州政検討会の会議とかね、オフィシャルな場所でね、やっぱり県の主張として喋っていただきたいことはあるし、そういうふうにはやっぱりこれからは、これからの時代というのは、限られた時間の中であっても、県庁のあり方としてね、69が29になって喜んでるんじゃなくて、29の中でも本当に正味半分ぐらいと違うかと、元気でおれるのはと、じゃあ残りどうするんやと。その力がつかないことには、道州になればなるほど、取り残されていくと。というのはね、昔、去年一昨年、鳥取の片山知事、あっこへ行ったとき、意見交換させてもらったとき、施策とか勉強させてもらったとき、知事さんお宅はもしかして道州制になっても、単独県でいけるように頑張りたいと違うんですかと言うたら、「できたらそうしたい」と、ちらっと言われたことがあったんですけどね。それだけの鎧兜をかぶって、自分の市町をしっかりと力をつけさせることによって、「どこと万が一合併になったって、一緒になっても、うちの県はどういう状態でも一人歩きしていける市町ですよ」と、自信に満ちた発言をされたものでね。我々三重県議会、執行部とこうして議会の中でも、そこが一番ね、議題なり議論なり、そして定義の中に組み込めるような力をつけないことには、やっぱり議会でもこういう検討会をつくってくれたのは、その重要性を鑑みたときに、そこまで組み込める意見集

約を、こっちも勉強したいし、そしてまた執行部の方でも、そういったことを取り込んで欲しい。こりゃ一寸要望になっちゃうけどね。

北川分科会長：何かコメントありますか。副知事どうぞ。

望月副知事：県の考え方ですね、部長も説明しました7頁の一番下の のひとつめにありますけども、「基礎自治体のあるべき姿」とありますが、先生仰ったようにですね、道州制の議論があろうがなかろうが、今の県の仕組み、市町村の仕組みがある以上ですね、県内の色々な市町村間ですね課題でありますとかね、それをキチンと捉えて、出来ることを出来るだけやっていくというのは、これはもう当然ですし、それはもう道州制の議論は関係ない問題だというふうに思うんですね。特に道州制の議論をとするならば、この最後にありますような市町村の、基礎自治体は市町村ですね、うちで言うと市町のあるべき姿、それから小規模自治体、小規模市町ですね対応について特に、目を配らないと、非常に道州制の議論自体がですね、何か偏ったものになるということを非常に危惧します。ですからここにあって書いてあります。これはまあ議論するならばということですけども、しないまでもですね、そういった市町の様々な対策を考えていかなきゃならないのは、しっかりやっていこうというふうに思っております。

中川康洋委員：今副知事仰っていただいた最後のところ、正しく私も聞きたいと思ってたところなんです、所謂合併というのは、それぞれの自治体でですね、当然ある意味、国からの方向性を示しながら、その地方でどうしますかということをお話し合ってくださいという、まあそれなりに配慮のあるボトムアップ方式でいったと思うんですけども、道州制はあるときにですね、当然あるべき国のかたちとか、あと制度面とか特に財政面の議論等は、これは国と地方とがしてかないかんのですけれども、ある時トップダウンでですね、その流れが来るような気がするんです。その時まで、ここにお書きいただいた「基礎自治体のあるべき姿」なりですね、小規模自治体への補完というのは、やっぱりしっかりしていく必要があるかと思うんですけども、現在三重県が考えるその基礎自治体の姿ですね、これは具体的には自立した主体性のある基礎自治体というふうに私は読みたいというふうに思うんですけども、これの適性というのは、どれくらいの規模というところをですね、まずひとつ考えるのかというところ。所謂自立した自治体という意味においては、例えば特例しとか中核市とか指定都市への移行という考え方もあるんですけども、四日市なんかは保健所政令市までには移行する方向が決まりましたが、そういったものを県としては、主体的に支援をしていくようなですね、考え方なり方向性ってのがあるのかどうかということが2点目。それと3点目にお伺いしたいのが、この小規模自治体の補完のあり方ですけども、所謂1万人前後の町なりが今現在も残っておる訳ですが、そこに対して、この所謂道州制という流れがトップダウンで来る前にですね、この補完のあり方というのは、小規模自治体にあくまでも道州制となってもですね、配慮していくというような考え方なのか、所謂それまでにですね、まあある種の強制的なものも含めての合併というのを、推進していくという思いなのか、

例えばその周辺市との広域化か何かの模索をですね、考えていくというようなことなのか、その辺のところのもう少し具体的なお考えが既であれば、一寸お聞かせ願いたいと思うんですけど。

北川分科会長：検討会ですから。副知事。

望月副知事：恐らくですね、恐らくと言うか、私もその問題については、中でしっかりまだ議論したことは記憶にないんですけども、恐らく三重県に限らず、多くの県はそうだと思います。前の合併の仕事を担当しておったときもそういう感じがしたんですけども、県として何万人規模がですね、何万人まで是非自治体規模を高めて欲しいってことは、これはなかなか言いにくい部分、というかその地域差がありますですね、色々な山間地にじゃあ3万人規模を求めてどうかという問題もありますね、線が引きにくいような問題ではないかというふうに思います。そうは言ってもですね、出来る範囲でですね、合併を議論していただいて、まあ上手く手が組めればですね、合併、その時にはですね、県も国も支援しますというのが、前の合併の言わば仕組みだったんですけども、そういうふうな問題ではないかなというふうに思うんですね。で結果的に合併できなかった自治体、或いは合併まで至らなかった自治体がですね、例えば数千人規模で残って、次の合併議論、次の道州制議論のときまでどうかというのはですね、これはまた実に課題としてはあるもんだと思うんです。今の合併の法律は、後2年間で期限が来ます。で次をどうしようかということで、今、地方制度調査会の議論が夏から始まったんですけども、そこで次の合併の法律をどうするかという問題と、それから今、中川先生仰った小規模な自治体に対する言わば補完と言いますか、どうやって仕事をですね、上手く行くように誰がどう支援するかっていうその問題についての、今議論がされ始めてますので、そこがひとつの大きなポイントかなと思うんですね。ですから制度としてやってく問題と、じゃあ県が独自にですね、それを見ながらやってく問題と両方あると思うんですけど、いずれにしてもそういった問題は、これから合併議論とりあえず、一区切りになってますのでね、これからの課題かなというふうに思います。それから三重県としては、今の合併の法律の下で、市町村の合併については気運が盛り上がってですね、相当程度高まってきたときにですね、県としてご支援が出来れば出て行くというような、そういうスタンスですので、それは基本的にはですね、この2年間変わらないのかなというふうに思うんですね。それからあの個々のですね、市町の例えば特例市から中核市に段階が上がっていくときにですね、それは当然県も必要な支援はですね、いろいろ相談しながら考えていくというふうなことかと思えます。

中川康洋委員：道州制がいつ移行されるかっていうのは、いきなり来るかもしれませんが、けど現段階にあっては、さまざまなあるべき姿の検討なんかには、もう少し時間を要した方が良いのかなというふうには思うわけですけども、所謂国が主体的にものをつくってくるのか、地方がボトムアップしながらつくり上げていくのかっていうところも含めてですね、所謂国の職員が主を握るのか、所謂都道府県の職員がですね人為的なものも

含めてですね、非常に議論があると思うんですが、少なくとも県が、各基礎自治体が道州制に移行していく中でですね、今の縛りをそのままに掛けていくのではなくて、やはりある意味送り出す側としてですね、特にその自立した自治体として成長していく場合ですね、本当に主体的な支援を是非していただくことの必要性というのは、今以上に感じるものですので、よろしくお願ひしたいと思うのと、それと小規模自治体の補完の仕方、これはまあ三重県は特に南北に長い県土ですので、今仰っていただいたとおり、一括りにはいかんところもありますので、そこはそのどの形式を取るかということも含めて、やはり考えていく必要というのはあるのかなと、この議論をまとめていく意味においてもですね、というふうには思いますので、今後この辺のところは、やはりより具体的にお詰め戴くというか、お願ひをしたいところだなというふうに思います。

奥野委員：この道州制に入る前に、まず市町村合併の総括、前一般質問でもやったんだけど、県はやってないんですよ、実際言ってる。だから先ほど中川先生からも、残りのやっていない町をどうしていくかということ、それも今県はしようとしていない、というのは現実だと思うんですよ、副知事。汗をかいていないっていうのも現実であって、だから、それさえすれば、流れの中でやっていっても良いし、やらなくても良いし、基礎的な自治体がしっかりした市町になれば、それはそれで良いかなというふうに思います。まあそんな中で、まず国のあり方のほうが大事なんだろうかなと私は思うんですよ。実際言ってる、今の時代非常に格差格差と言うけれども、雇用の問題とかいろんな問題で地域によっては非常に厳しい地域がある、そのあり方をまずやらないと、道州制にはなかなか踏み切れないとちがうかなあ、道州制というのはどちらかと言えば、大括りにやって基礎的な自治体がしっかりしとればそれでそれなりに道州制になっていくような気がするんですけど。その辺の2点、だから、これからの三重県の残された町、これを水平垂直でやっていくんか、合併を進めていくんかということと、まあ国のあり方まで言うと、副知事非常に困るかもわからんけど、まあその辺副知事としての考え方を一寸聞きたい。

望月副知事：県内ですね、市町村の合併のこれからの私たちのスタンスっていうのは、今中川先生のお話にもお答えしましたけれども、基本的には市町の自発的なご意向を踏まえながら、検討して出るタイミングをですね、あれば出て行くというふうなことかな、というふうに思います。まあ今の法律は後2年間ですのでですね、次にどういうふうな枠組みで合併の法律が出来ていくのかが一寸大きなポイントかなというふうに思いますけれども、いずれにしても今はそういう段階です。それから、さっきの中川先生のご質問とも関連するんですけども、道州制の話は正に国の在り様というようなことも県の紙にも書いてありますけれども、国の仕組みをどうするかという根っこのところの議論と非常に深く関わってきますので、それが基本的な大きな流れが見えてこないですね、地方も判断できない問題だというふうに思うんですね。でもそれは逆にですね、こういう議論もあったことを今思い出したんですけども、正に国の在り様を示さなければ、地方

も判断できないけれども、国の在り様の問題であればあるほどですね、中川先生が仰ったようにですね、地方の意向は一寸置いといて、法律でがばっと決めてしまうような、虞もですね、なくもないんだというようなですね、そういう議論も聞いたことがあります。ですから、本来、県の規模が大きくなる話だったら、県の意向が先ず尊重されなければならない問題であるにも関わらずですね、あるとき突然国から法律でという虞もですね危惧する方も向きも沢山あると思うんですね。ですから国の在り様であればあるほど、地元の意向はどうなるんだろうかと、非常にこう二律背反的なところがある課題かなという感じもいたします。ですからいずれの段階で、道州制を議論するとするならですね、国の在り様を示してもらわなければ、地方の側は判断できるはずもないんですけども、どういうふうにそこまで議論が煮詰まっているか、その手続きと言いますかねえ、その問題で。これは、非常によく見ておかねばいかない話かなというふうには感じはいたします。

奥野委員：あの僕は今、道州制の議論するのは、今必要ないのかなというような気がしないでもないんですけど、今回の市町村合併で、騙された町の長としては、合併とかひっついていくというのは、すごく大事なことであって、地域性も無くなっていくし、道州制は、基本的には賛成なんですけど、三重県らしさも無くなっていくし、これは小さい町でも経験した者やないと言えませんので、その辺今回の市町村合併においても、県の方は上手く逃げながら合併をさせたということなんですよ。あなた方が、その思いでやったんじゃないか。県はお手伝いしただけですよというような、そういうやり方で、だけどその当時ですとどうしてもやらざるを得ないのかなと、結果は騙し討ちの市町村合併であったような気がしますので、だからそういう面で、やっぱりこの道州制というのも三重県の良さというものがある、それを十分に考えながらやっていっても、遅くはないのかな、だから国がもう、ごろんと「やれっ！」と言ってきたときは仕方がないけど、今の時代にそれはまず無いんじゃないかなと思いますので、その辺いつも言うように基礎的な自治体をしっかりした自治体をつくっていくことが先決ではないかなと思います。まあこれは一寸跳びますけど、市町村合併した町にも、しっかりと基礎的な自治体に出来るように、県からも応援することが先ず第一かなと思います。

中川正美委員：この道州制の分科会というのはですね、私なりに考えてみますと、県民の皆さん方に、道州制が良いのか悪いのかというんじゃないかって、色んなここで審議をしましてですね、県民に情報を提供と、こういうことかなと思っとるんですが、その中でやはり何と言いましても、この地域の視点、住民の視点からの十分な検討が必要と、こういうことが書いてあるんですが、県としてですね、県民の皆さん方に、この道州制等々が、どういうものであるかというのはですね、どういう形で機関的にですね、情報の場というのはつくるのかということがもう一点。その辺りどう考えてみえますか。

まず、県民の皆さん方が、道州制についてのですね、議論する場というのはどういうものであるか、と同時に、当然ながらやはり、県としてですね、国が方向性を示してくる、

それも大事なんですが、県としてじゃあ道州制に向かって行こうというゴーのサインはある程度はやはり、県としての条件がクリアできる等々の問題があると思うんですが、その条件づくりというのはどういうものであるかと考えとるのか、その2点。

分かってもらえますか。

北川分科会長：非常に重要な観点だと思いますが。副知事。

中川正美委員：分科会長、分かってもらた。

北川分科会長：いやいや、答えていただかんといかんですね。

戸神政策部長：非常に不十分な答になると思います。知事が、常々議会でも答弁してますようにですね、やはりこうまずは第二期分権議論がキチンと進んだ上でないとですね、形も見えてこないという状況もございますし、なかなかそういった中途半端、我々も色々な考えがある中で、なかなか県民の皆様は、選択肢を示して説明するとか議論を深めてもらうとかいう状況になかなかないのではないかとというのが、私の今の受け止め方でございますんで、一寸これ以上はなかなか、私からは申し上げにくいところではございます。

北川分科会長：総括室長。

藤本政策企画分野総括室長：今2点、県民への広報どういうふうにするかということと、仮に道州になった場合に、どういう条件をつかってそこに参加するかというようなお尋ねだと思いますけれども、広報につきましてはですね、今部長が申しあげましたように、私ども基本的には分権改革が第一だというふうを考えておりまして、道州制については中長期の課題というふうに思っておる関係上、特に現在のところ広報活動を通じて県民の皆さん方に「道州制こうだ」という取り組みについては今、取り組んでおりません。それから仮に、なった場合にどういう条件づくりかということにつきましても、同じような答になりますけれども、まずは分権改革ということを進めておりますので、条件づくりについてもどういったことがあるかということについても、検討は今のところしてはおりません。

中川正美委員：今の段階では、そうだと思うんですが、これだけやはり地方分権の大切さ等々というものを言われてきておるだけにですね、県としてやはり、積極性は示していく必要はあるのではないかなと、こう思っております、私は単に広報という意味ではなくって、その地域地域でこう議論する場というのがね、県として、市町村と連携して必要ではないかなと、こんなふうに思っておりますので、まあ要望として捉えていただきたいと思います。

北川分科会長：残り時間も少なくなって、一寸御免なさい、分科会長ですが、あのそのことに関連してですね、ニュアンス的に知事が「いや分権改革が先よ」ということで、執行部さんもそういうことで、前に一歩出ないんでしょうけれども、以前にも質問させてもらったんですが、これ今県の執行部側として、道州制についての情報収集なり検討っていうのは、どんな形で作業として行われてるんですかね。以前には私質問させてもら

ったときは、確か副知事が中心となって庁内で議論と言うふうなお答えもいただいていたんですけども、どう…。

望月副知事：今、政策部長以下のこのラインで基本的には情報収集やってまして、色々な識者の発言でありますとか、それから大臣の発言とか、各県の様子とか、それから今、知事会に道州制特別委員会がありまして、野呂知事もメンバーに入ってます、委員会にすべて知事出られませんですけど、出られないときには基本的には私が行くようにして、なるだけ発言するようにしているんです。知事会もやはり、かなり皆さん方意見が異なってます、岡山県とか一部の県は非常に積極的に道州制の議論をして行こうという意見がある一方で、いややっぱり一寸慎重ではないかというところもありますし、かなり温度差はあるように感じます。いずれにいたしましても、国の動向でありますとか、他の都道府県の同行とかのですね、情報収集して、時々、集まって意見交換をしている状況です。とりあえずまとめたものが、今お手元に配りました県の考え方、まあ本当にエッセンスですけども、そこを軸にして、意見交換と情報収集をしている状況です。

北川分科会長：その辺の、認識というかですね、一寸長くなるかもしれませんが、道州制の議論というのは昔からあるんですけども、近年活発になってきたのは、ひとつめには経済界を中心としたヨーロッパの小国に匹敵するくらいの単位での経済活動ができる道州制というのがひとつの謳われ方だったと思うんですが、その後ふたつめには、地方分権のツールとして、道州制の導入というのがどうなんかっていう議論が出てきて、最後みつめには、これ一番危険なような気がするんですが、所謂国の財政再建の手段として、道州制を一気にやっ飛ばさないと、今のここにも掲げていただいている、国ないしは自民党政府も含めての動きっていうのは、その部分が非常に色濃く出てきたんじゃないかなと、先ほど水谷議員からも、その点について、格上げになりましたよね、そんな話もありましたけれども、そういう認識の中で、ひょっとしたら一気に進めてくるかもしれない、望むと望まざるに関わらず、やってくるかもしれないということを考えたときに、今の知事なり、今の県の検討姿勢で良いのかっていうのは、私非常に疑問を持ってるんですが、個人的にでも結構です、望月副知事はどんなふうにお考えですか、その点は。

望月副知事：今、分科会長仰った3点目の行革、財政再建のための道州制であってはならないというのは、私もまったくその通りだと思います。ここにまとめてある通りなんですけれども、どの党が言うにせよですね、どういった経済界が言うにせよ、どういった方が言うにせよですね、やっぱりそのための道州制というのは一番あってはならない姿というふうに思うんですね。ですから、私たちとして、三重県として、例えば知事会としてですね、こういうふうな道州制が望ましいというようなあるべき姿をですね、まとめがなかなか難しいかなと思うんですけども、こういったことは絶対避けるべきだというふうな、謂わば消極チェックのようなですね、そういうふうな項目を立てることは

できると思うし、実際知事会なんか今年1月ですけど、そういった方向でまとめて公にしてるんです。私たちも3～4点ですね、こういったところに留意されたいっていうことで今お示した通りなんですけれども、そういったことを軸にして、ぶれないようにすることが重要じゃないかというふうに思うんですね。今は道州制は、そういった方が議論するにせよ総論段階だと思うんですけれども、これから各論に入っていきますと、国の権限をですね、なくして道州に移すとかですね、そうしますと当然国会の在り方の問題も関わってきますし、非常に深い根本的な議論に入ってきますので、今までとまったく様相が違ったことになるんじゃないかなというふうな感じがよく指摘されますけれども。ですから一寸今までと違った議論になってくる可能性がある。あの分権改革ですらですね、やっぱり抵抗するところは沢山ありますから、それがもっとグッと入ったことになりましたんでね、今までと全く違った何か景色になるような感じが、私はしますけども。まあ、いずれにしてもですね、行革・財政改革の手段となることについては、徹底的に反対しなければならないと思います。誰がどういうふうに議論するにせよ、関係ないですからね。

北川分科会長：まあ、ただでも、一方的に法律で決めてくれば、三重県はやめときますというのは中々、言えない話ですから、それなりにやっぱり対応というのは、考えとかなきゃならないし、それについてのやっぱり先ほど中川議員が仰ってくれましたけれども、住民に対しても「じゃあ道州制ってどんなもん」というのは、情報提供して、まあどのレベルまで情報提供するのかというのは中々難しい段階ですけどもね、まあ少なくとも、推進ビジョンの中間報告くらいですね、そういうところではやっぱり、キチンと一緒に考えるような場というのは、私は必要ではないかなと思いますし、やっぱり国のかたちや、云々というのも、そういう面では国に任せるのではなくて、やっぱり逆に県から、発信するくらいの迫力がないと、この勝負には私は勝てないんじゃないかなと感じてるんですが、あんまり私が長くなってもいけませんから、…。

望月副知事：あのその点ですね、先ほど何人かの委員からお話のありました、「手続きの話」ですね、ここは地方制度調査会の議論なんかでも大分議論があったように記憶してます。で、答申にどう書かれてるかという、最初に国が予定区域、まあ区域を示す前にどういうふうな仕事はどうってことは基本的なことは当然示すでしょうから、こういう仕事をするような道州がこういう区域であるのはどうでしょうかという予定区域を示して、県が市町村なりから意見を収集して、それを意見として申し述べて、それを踏まえて、法律をつくる、まあそんなふうなですね、仕組みがひとつ考えられるんじゃないかって答申で述べられてますので、ですから一方的に、「闇夜の何とか」みたいですね、ぐっと来るようなことはあり得ないと思うんですけど。いずれにしても今は手続きが相当、議論になりますんでですね、その段階になればですね、何年先か分かりませんが、その段階になれば、かなりやっぱり、中味の話、手続きの話は、議論しなきゃとても治まる話じゃないなというふうに思います。120年の県をですね、なくす

話になりますんで、まゝそんなふうに思いますけれども。あの、分科会長のご指摘につきましては、よく踏まえながらですね、これから一寸議論を深めていこうと思います。

北川分科会長：残り3～4分になりましたので、どなたかまだご質問、意見交換されていない方がいらっしゃれば……。なければあと一点、15分までフルに使わせていただいて、よく言われる道州制の議論の中で、広域的課題を解決するために、従来の都道府県制度では解決できない広域的な課題があるとよく言われるんですが、その辺の認識というのは、先般、講演でお話いただいた今村先生なんかは、「そんな広域的課題って本当にあるのか」という議論もありましたし、一方では既に国に吸い上げられてしまって、本来なら都道府県でやる、或いは道州制レベルでやるべき仕事が、国に持たれてるっていうこともあったりするんですが、これの広域的な課題っていうのは、実際にあると、かなり重要度が高くてあるというふうに認識されてますんですかね、副知事はどんなお考えですか。

望月副知事：これもその聞いた話で、私もそうかなと思ったんですけど、例えば複数県をですね、跨ってる大きな河川なんかの管理なんかは、今は国土交通省なんかはやってますけれども、ああいったことについては、複数県を跨って、大きな一番幹のところになりますんでね、そういった管理については、関係都道府県が一緒にやった方が良いんじゃないかという議論はよく聞きます。ですからそれは恐らく、道州になって県の区域が取っ払われれば、当然そこに権限が降りてくれば、より実態に合ったものができるんじゃないかという声は聞いたことがありますけどね。

北川分科会長：ありがとうございます。まゝ河川とか道路とかよく出てくるんですけどね、それだけだと何かこう、そこまでしなきゃならないのかっていう認識にも逆になりがちなものですから、どの辺のレベルの話があるのかなと、ちょっと思ったんですけども……。御免なさい。時間が参りましたので……。

奥野委員：その前に並んどうる5人の方は、真剣に道州制のことを議論をされているのか、それともやらなきゃいかんで、まゝやろかという感じなのか、どちらでしょう。

北川分科会長：コメントできますか。

望月副知事：それはですね、非常にですね、真剣です。というのはですね、道州制の議論は今まで余り表舞台、公式の議論ってそんなになかったと思うんですけども、地方制度調査会で初めてここ、まゝ数十年前はあったんですけども、ここ何年かでは初めて答申まで出ましたし、与野党問わず議論はあるし、それに政府でも今、道州制ビジョン懇談会で政府として公に議論されてますんでですね、当然都道府県としてもキチンと受け止めて、議論を見てかなきゃならない問題だというふうに思います。それはかなりたぶん、ひと時前とは違うというふうに思います。

北川分科会長：ありがとうございます。以上で事項書1番の、三重県の取組状況の報告と意見交換について終了させていただきます。執行部の皆さんには、お忙しい中有難うございました。

(休憩)

北川分科会長：効率よく行きましょうか、すみません。それでは、事項書の2番、「これまでの有識者講演会等の概要等について」でございますが、事務局から説明いたさせます。

事務局：(資料により説明)

北川分科会長：はい、ありがとうございます。この全議の資料は、まとめていただいた資料は1枚頭に付いてるんですけど、特に後半の統治機構はちょっとあれですが、前半の道州制一般の部分についての内容って言うのは、結構地域の声が含まれてて、勉強になるかなという感じですので、是非お読みをいただければ幸いです。

【委員協議】

報告書コンテンツ案の説明と委員提案資料の提出の依頼
次回分科会の日程 1月21日(月) 10時から